

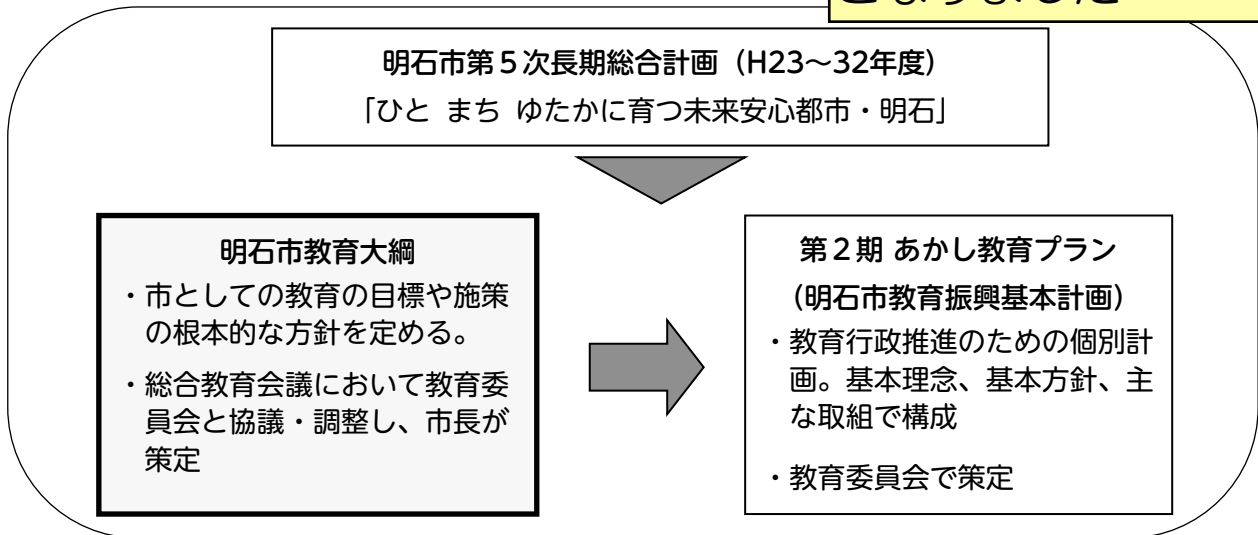
また、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、首長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。本市でも、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整の上、「明石市教育大綱」を定めており、この大綱の基本目標や基本方針を踏まえ、教育プランを策定しています。

なお、生涯に渡っての学習やスポーツの振興に関する分野については、教育プランとは別に、「明石市生涯学習ビジョン」や「明石市スポーツ振興計画」等に基づき、施策の推進を図ることとしています。

3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

平成28年度から令和3年度の6年間に変更となりました



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
国	法改正		教育振興基本計画					第2期教育振興基本計画							
県			ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)					第2期ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)							
明石市						あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)					第2期 あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)				
				明石市生涯学習ビジョン											
				明石市スポーツ振興計画											